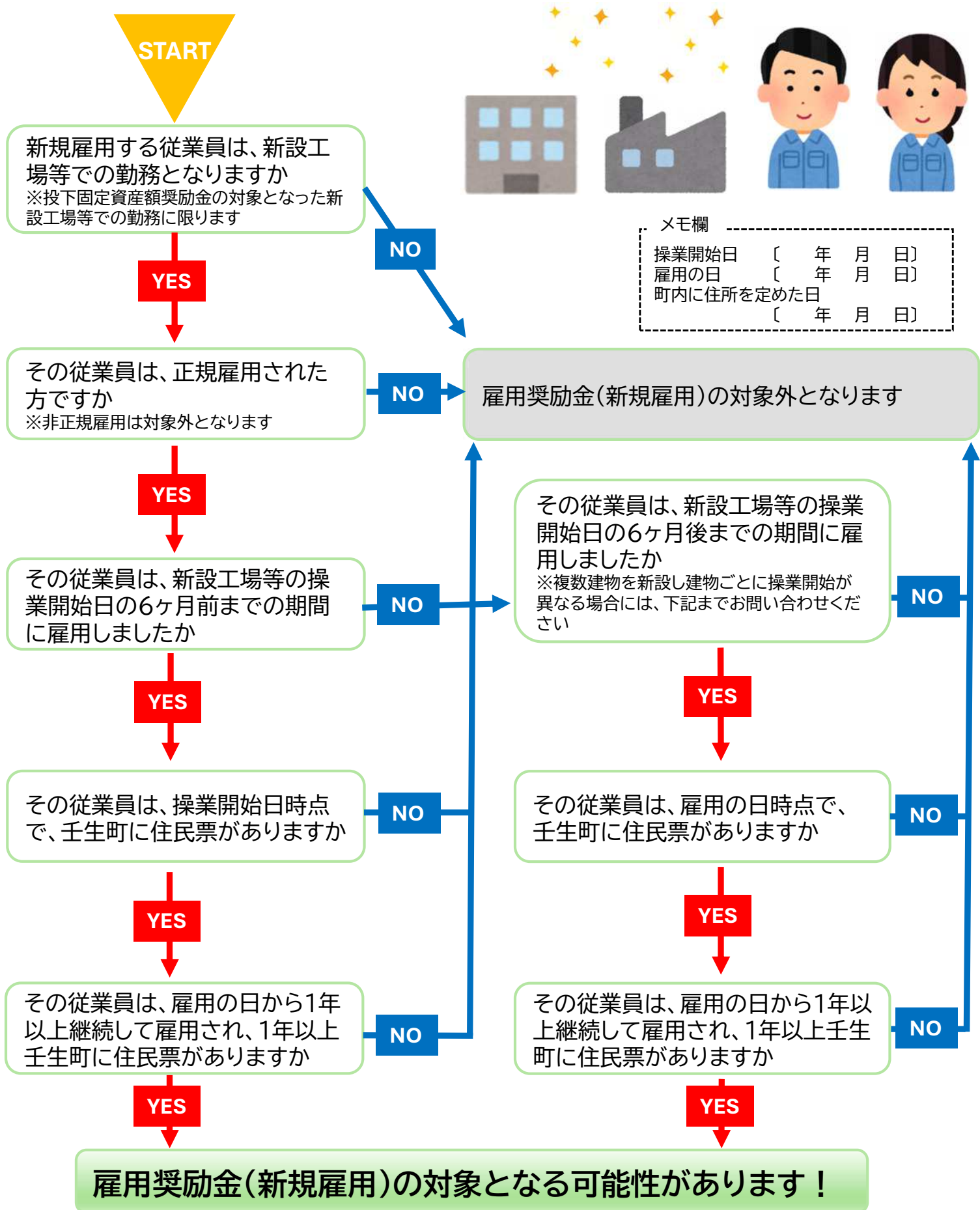


雇用奨励金(新規雇用) 対象確認フローチャート



ご不明な点がある場合には、お気軽にお問い合わせください。

壬生町産業生活部

商工観光課商工振興係

☎ 0282-81-1845

✉ keizai@town.mibu.tochigi.jp

雇用奨励金(定住促進) 対象確認フローチャート

START



メモ欄

操業開始日 [年 月 日]
配属の日 [年 月 日]
町内に住所を移した日 [年 月 日]

転勤する従業員は、新設工場等での勤務となりますか
※投下固定資産額奨励金の対象となった新設工場等での勤務に限ります

YES

NO

その従業員は、正規雇用された方ですか
※非正規雇用は対象外となります

NO

雇用奨励金(定住促進)の対象外となります

YES

その従業員は、新設工場等の操業開始日の6ヶ月前までの期間に配属され、新たに壬生町へ住民票を移されますか

YES

事業者から、その従業員に対して、住居移転に要する費用を補助されますか

YES

その従業員は、1年以上継続して雇用され、1年以上壬生町に住民票がありますか

YES

NO

NO

NO

その従業員は、新設工場等の操業開始日の6ヶ月後までの期間に配属され、新たに壬生町へ住民票を移されますか
※複数建物を新設し建物ごとに操業開始が異なる場合には、下記までお問い合わせください

YES

事業者から、その従業員に対して、住居移転に要する費用を補助されますか

YES

その従業員は、1年以上継続して雇用され、1年以上壬生町に住民票がありますか

YES

NO

NO

NO

雇用奨励金(新規雇用)の対象となる可能性があります！

従業員1名ずつではなく、まとめて申請いただくことになります
申請手続き、必要書類につきましては、下記お問い合わせ先までご確認ください
※雇用奨励金(新規雇用)に該当する従業員は対象外となります

ご不明な点がある場合には、お気軽にお問い合わせください。

壬生町産業生活部

商工観光課商工振興係

☎ 0282-81-1845

✉ keizai@town.mibu.tochigi.jp